

# 第四回熊本大学附属図書館特殊資料展

## 阿蘇家文書

### 出品目録

昭和62年10月19日～21日

熊本大学附属図書館

通常阿蘇文書というのは、阿蘇神社文書、阿蘇家文書をあわせた呼称である。本学が所蔵しているのは平安時代から江戸時代におよぶ阿蘇家文書304通であり、34巻に成巻されている。松本雅明名誉教授らの尽力により、昭和34～6年にかけて写36冊とともに阿蘇家から購入したものである。本年6月、国の重要文化財に指定された。本年度の特殊資料展はそれを記念するものである。

#### 1. 北条時政下文 建久6年正月11日

北条氏は建久5年(1194)阿蘇本・末社(阿蘇・甲佐・健軍・郡浦社)領の預所職を得、以来鎌倉時代を通じて、阿蘇大宮司への補任・支配権をもった。本文書は阿蘇南郷についての阿蘇惟次の格別の支配権をみとめたものだが、その根拠として「依<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>申<sub>ニ</sub>往古屋敷之由<sub>一</sub>」とあるのは、領主的土地所有形成の上での屋敷の位置を示すものとして、とくに注目される。

#### 2. 肥後国司庁宣 建久6年2月 日

平安末期、阿蘇・健軍・甲佐の3社は、国衙が徴収してわたす免田からの例下米に依存していたが、源平内乱で国衙の徴収能力が低下した。そこで免田を特定地域に「片寄」することで社の一円的所領としたもので、おそらく北条時政の預所就任とかかわる措置であったとみられる。

#### 3. 北条泰時書状 (年未詳) 9月16日

#### 4. 北条泰時下文 安貞2年6月6日

#### 5. 北条泰時下文 安貞2年9月15日

この3通はいずれも預所北条氏の阿蘇本・末社大宮司への支配権を示すものである。1部の焼失は天保7年の火災によるものである。鎌倉時代を通じて北条氏歴代の花押を付す文書がまとまって存在することは、阿蘇家文書の大きな特長のひとつである。

6. 肥後上島郷地頭尼妙法同子息義廣連署和与状 嘉暦元年11月18日

7. 鎮西探題下知状 嘉暦元年12月5日

阿蘇氏庶流で、託麻郡上島郷（現嘉島町）の地頭であった上島氏内部の惣庶の争いにかかわるもので、和与状は惣領側の尼妙法と義廣母子が、一定の田地を庶子惟幸に引きわたすことを約したもので、裏に鎮西探題の奉行人の證判が加えられている。下知状はこれを探題（北条英時）が確認したものである。

8. 豊前国々宣 建武元年12月17日

9. 雑訴決断所牒 建武元年12月21日

10. 雑訴決断所牒 建武元年12月21日

いずれも11月26日付の後醍醐天皇の綸旨をうけて、上島彦八郎惟頼に萱津又三郎跡五分一の地を知行せしめる、というものであるが、同文の決断所牒が、同日付で国衛と守護所に出されていることは、建武政権下の国司・守護併置の実態を示すものとして注目される。

11. 後醍醐天皇綸旨（宿紙） 建武2年11月25日

12. 後醍醐天皇綸旨（宿紙）（建武2年）11月28日

ともに尊氏・直義兄弟の建武政権への反逆に際し、鎌倉へ発向するよう命じたものであるが、前者（11）は前大宮司（惟時）宛であるため本文中に宛名をふくむ形（より疎略な形式）を用いたのに対し、後者（12）は現大宮司宛であるため宛名書のある本来の丁寧な形式を用いたのであろう。

13. 上島惟頼軍忠状 建武2年12月27日

鎌倉で建武政権に逆いた尊氏・直義兄弟の追討に当たった新田義貞らの軍勢に加わった上島惟頼が、筥根山合戦における軍忠の確認を求めたもの。證判の主は未詳。

14. 恵良惟澄軍忠状 正平3年9月 日

阿蘇大宮司惟時の女婿であったと思われる恵良惟澄は、南北朝内乱期一貫して南朝方につき、度々の合戦に参加した。しかし期待するほどの恩賞を得ることが出来ず、屢々恩賞請求のための軍忠状を提出した。本文書はその最初のものである。紙継目裏毎に征西將軍宮懷良親王に供奉した五条頼元の花押がある。

15. 河尻幸俊願文 貞和5年9月20日

肥後河尻（現熊本市川尻）領主河尻幸俊は、貞和5年（1349）尊氏の子で直義の養子となっていた足利直冬を肥後に迎えた。以来九州では宮方（南朝—征西將軍方）、武家方（尊氏—九州探題方）、佐殿方（直義—直冬）の三派鼎立の形でいわゆる観応擾乱が展開することになる。本文書は直冬を奉じる幸俊が、直冬に補任された肥後守を称して、肥後一の宮である阿蘇大明神に奉った願文である。

16. 高師直書状 (貞和5年) 9月28日

直冬の九州下向について、尊氏から自筆状が出されたので案文を送る、という内容で、尊氏の執事高師直が阿蘇大宮司惟時に対し、直冬方に与同することのないよう牽制を加えたものである。

17. 將軍足利尊氏御判御教書 貞和5年10月11日

九州に下った直冬を、出家上洛させるよう大宮司惟時に命じたもの。花押は尊氏のものである。本来御教書は三位以上の人の意をうけて出される奉書であるが、室町期にはこのような將軍署判の直状ちきじょうを御判御教書と称した。

18. 大友氏時書状 (康安2年) 2月15日

正平12年(延文3=1358)の筑後川の戦いから10年余は懐良親王-菊池武光を中心とする征西府の全盛期であったが、その中にあって幕府は、肥後では大友氏時を通じて政治的工作进行了。本状は氏時が、大宮司惟澄の誘引に失敗したのち、その子惟村(阿蘇東殿)に自ら拝領していた肥後国守護職に惟村を推挙した旨を伝えたものである。惟村は以後一貫して武家方として活動した。康安2年(北朝年号 1362)のもの。

19. 大友氏時書状 (康安2年) 2月15日

前状と同日付で宮方で菊池武光らの所領であり、武家方では氏時自身が給されていた守富荘(現下益城郡富合町)を、惟村に与えるよう推挙したことを伝えたもので、前状と同趣旨に出るものである。もちろん宮方の全盛期にはその知行は有名無実であったろう。

20. 征西將軍宮懐良親王令旨 正平19年10月19日

阿蘇惟澄のあと、大宮司をついだ惟村は一貫して武家方として動いたので、宮方では弟の惟武(八郎次郎)に惟澄の遺跡を安堵した。以来阿蘇家は15世紀半ばまで、武家方大宮司(矢部郷)と宮方大宮司(阿蘇南郷)に分裂することになった。

21. 肥後郡浦庄田地注文 (前後欠) (年月日未詳)

阿蘇末社の郡浦社領(宇土半島)の田地の所在の村と作人名を一筆ごとに書きあげたもの。郡浦社は甲佐・健軍両社とともに12世紀半ば以前に阿蘇末社となった。

22. 前將軍足利義満御判御教書 応永4年3月30日

阿蘇惟村は惟澄の子であるが、父とことなり一貫して武家方であった。本状は大宮司惟村の本・末社領知行を承認したもの。准三后は三代將軍足利義満である。

23. 城為冬書状 文明4年8月19日

24. 宇土為光書状 文明4年10月19日

25. 高瀬泰朝書状 文明4年10月19日

いずれも肥後の有力国人領主が、守護(菊池重朝)からの阿蘇宮等の造営のための棟別銭の勧進に応ずる由を返事したものである。一宮の造営は平安末以来国司によって一国平均の役をもってなされることになっていたが、その機能は守護に継承された。

26. 後奈良天皇綸旨 (宿紙) (天文13年) 9月16日  
 27. " 口宣案(宿紙) 天文13年 9月16日  
 28. " 女房奉書 天文13年 9月23日  
 29. 広橋兼秀綸旨副状 (天文13年) 9月23日

室町・戦国期、朝廷は疲弊し、御所の修理造営等も多く武将らの寄附に依存していた。阿蘇大宮司惟豊は修理料を献じこの年従三位に叙され、日野中納言(烏丸光康)が勅使として下向し、綸旨・口宣案・女房奉書・副状を伝達した。これらがセットとして遺存しているのはきわめて貴重である。なお女房奉書中に見える「心きょう」(般若心経)は、西巖殿寺に伝来している。

30. 後奈良天皇女房奉書 天文18年 8月13日

阿蘇大宮司惟豊は天文13年、御所修理用途の献上で従三位に補せられていたが、5年後さらに一萬疋(千貫文 米千石相当)を朝廷に献上し従二位に叙せられた。本文書の積文は『阿蘇文書』(大日本古文書)の編纂時原本が見つからなかったのか、写の部(第二巻)に収められている。

31. 甲斐親英文書奉納状 天正13年 5月吉日

甲斐親英は戦国期阿蘇家重臣として重きをなした宗運(親直)の一族、「新撰事蹟通考」所載系図では宗運の子に親秀があるが、その妹の一人に「親英妻」との注記があり、にわかには親英=親秀と断じがたい。戦乱の渦中であって散佚した文書を探し成巻して本社に奉納している。

32. 加藤清正所領充行黒印状(折紙) 慶長6年10月14日

33. " 目録 慶長6年10月14日

天正14年(1586)島津勢による阿蘇高森城の陥落をもって、中世大宮司阿蘇氏は没落、のち当主惟光も秀吉によって切腹させられた。肥後一国の太守となった加藤清正はあらためて阿蘇惟善に阿蘇郡内三箇村に所領を宛行い、以後阿蘇家は神主として存続することになった。

34. 肥後<sup>司</sup>国庁宣写 久安6年正月23日

郡浦神社は三角町郡浦に鎮座し、甲佐・健軍両社とともに三末社のひとつ。大介源朝臣は肥後国司源国能で、社領の浦々村々に近隣の有勢土民等らの乱入を止め、不輸の地として国衙への臨時雑役を免除したものである。この四至内は宇土半島の西半を占め鎌倉期には郡浦荘と呼ばれた。原本の焼失した文書のうち最古のものである。

35. 阿蘇文書写 第34奥書

この奥書によって、阿蘇文書写が寛政~文化年間の神主阿蘇惟馨の筆になるものであることがわかる。阿蘇家文書の大半は天保7年(1836)の火災で焼失したが、この写の存在によって文書の内容を知ることができる点で貴重である。